

高知県からの情報提供

令和7年度 高知県居住支援協議会 セミナー(1/19)

高知県土木部住宅課 企画担当

本日お伝えする内容

01

住宅セーフティネット制度 の概要

- ◆ 住宅セーフティネット制度
- ◆ セーフティネット住宅
- ◆ 居住サポート住宅の認定制度(R7法改正)
- ◆ 居住サポート住宅の窓口と専用ホームページ(R7法改正)
- ◆ 認定家賃債務保証業者制度(R7法改正)
- ◆ 居住支援法人の行う業務への残置物処理等業務の追加(R7法改正)
- ◆ 市町村居住支援協議会設置の努力義務化(R7法改正)

02

高知県の居住支援

- ◆ 高知県内の居住支援の状況
- ◆ 住宅確保要配慮者居住支援法人
- ◆ 市町村の福祉の相談窓口一覧
- ◆ ココフォーレ(高知県外国人生活相談センター)
- ◆ 高知県協力事業者登録制度

03

支援制度

- ◆ 居住支援法人や居住支援協議会の支援制度
- ◆ セーフティネット住宅・居住サポート住宅の支援制度
- ◆ みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

01

住宅セーフティネット制度 の概要

- ◆ 住宅セーフティネット制度
- ◆ セーフティネット住宅
- ◆ 居住サポート住宅の認定制度(R7法改正)
- ◆ 居住サポート住宅の窓口と専用ホームページ(R7法改正)
- ◆ 認定家賃債務保証業者制度(R7法改正)
- ◆ 居住支援法人の行う業務への残置物処理等業務の追加(R7法改正)
- ◆ 市町村居住支援協議会設置の努力義務化(R7法改正)

住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）
【改正：令和6年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

一部厚生労働省との共管

経済的支援

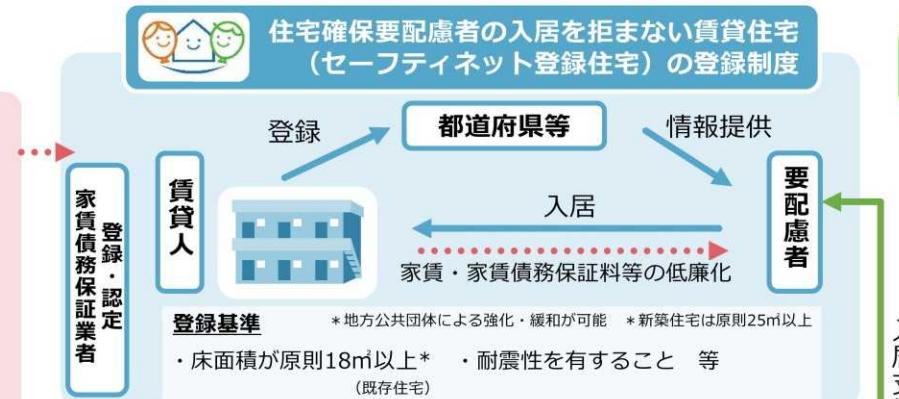
国と地方公共団体等による支援

【賃貸人等への支援】

- 改修費補助
(国の直接補助あり)
- 改修費融資
(住宅金融支援機構)
- 家賃低廉化補助
- 住替え補助

【保証会社等への支援】

- 家賃債務保証料等
低廉化補助
- 家賃債務保証保険
(住宅金融支援機構)



地域の居住支援体制の整備

(地方公共団体が設置する居住支援協議会の活用)

居住支援協議会

不動産関係団体
宅地建物取引業者
賃貸住宅管理業者、家主等

居住支援団体
居住支援法人
社会福祉法人、N P O等

地方公共団体
(住宅部局・福祉部局)

立上げ等に対する支援



居住支援法人

- 賃貸人に対する情報提供
- 要配慮者に対する情報提供や
入居中支援*
- 残置物処理 等

※生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業等、自治体が実施する福祉事業を活用した支援も可能

都道府県
市町村 賃貸住宅供給促進計画

国 国土交通大臣及び厚生労働
大臣が定める基本的な方針

※セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅の供給にあたっては、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用も考えられる

●セーフティネット登録住宅 登録戸数：962,390戸

●居住支援法人の指定数：1,099法人

●居住支援協議会の設立：166協議会（47都道府県128市区町村）
(R7年9月末時点) 21

セーフティネット住宅

- 住宅確保要配慮者の属性を理由に入居を拒まないとして登録する民間賃貸住宅
- 登録情報は、専用ホームページに掲載されます

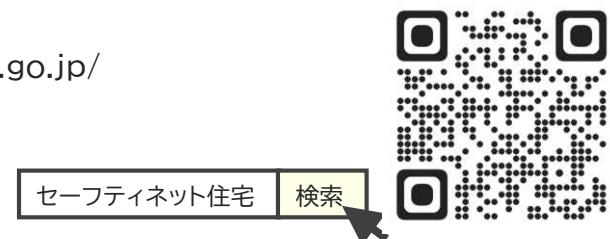
- 通常の入居審査あり
- 住宅確保要配慮の属性を指定して登録が可能
- 登録無料

◎専用ホームページ

- セーフティネット住宅情報提供システム(一般公開) <https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/>

◎登録窓口

- 高知市内の物件 高知市都市建設部住宅政策課 電話 088-823-9463
- 高知市以外の物件 高知県土木部住宅課 電話 088-823-9862



◎住宅の種類

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅
住宅確保要配慮者以外の方も入居が可能

専用住宅

住宅確保要配慮者の専用の住宅

◎登録基準

一般住宅

- 一般住宅(共同住宅・戸建て住宅など)
 - 住戸の床面積が 18m^2 以上
(台所、浴室等が共同利用の場合は 13m^2 以上)
 - 耐震性を有すること
 - 一定の設備(台所、便所、浴室等)を設置していること
 - 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ほか

※下線が引かれている基準は高知県が独自に緩和している基準

※高知県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画(R2.7月策定)

シェアハウス(共同居住型)

- 共同居住型住宅 (※ひとり親世帯向けを除く)
 - 住宅全体の面積が $14\text{m}^2 \times \text{居住人数} + 10\text{m}^2$ 以上
 - 専用居室が 8m^2 以上

- ひとり親世帯向け共同居住型住宅
 - 住宅全体の面積が $14B + 22C + 10\text{m}^2$ 以上
 - 専用居室が 8m^2 以上(ひとり親世帯向け以外)
 - 専用居室が 12m^2 以上(ひとり親世帯向け)

共通基準

- 耐震性を有すること
- 共同して利用する居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室、洗濯室等を適切に設けていること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ほか

居住サポート住宅の認定制度(R7法改正)

居住サポート住宅の概要

国土交通省と厚生労働省の共管



居住支援法人等※が大家と連携し、

- ①日常の安否確認、②訪問等による見守り
- ③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ

※サポートを行う者は、社会福祉法人・NPO法人・管理会社等、居住支援法人以外でも可能

を行う住宅(居住サポート住宅)を創設

供給体制等



手続

- ・市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき、**計画を認定**

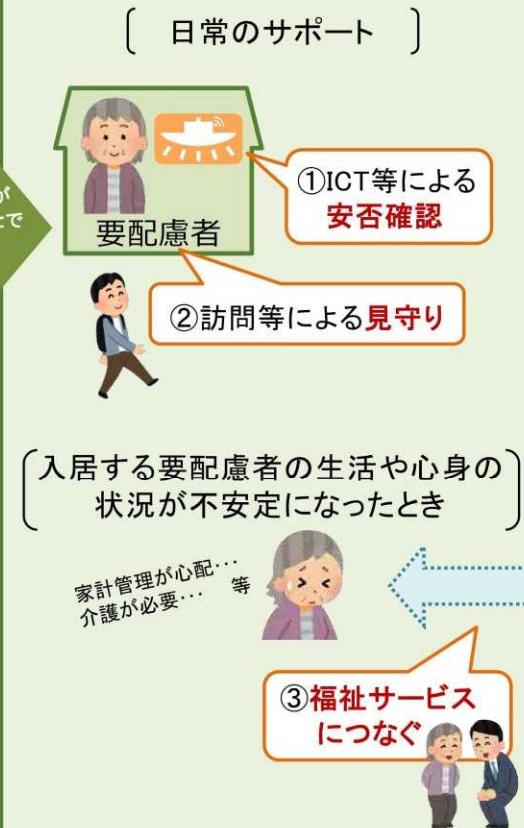
特例

- ・入居する要配慮者については**認定保証業者が家賃債務保証を原則引受け**
- ・入居者が生活保護受給者の場合、**住宅扶助費(家賃)**について**代理納付を原則化**

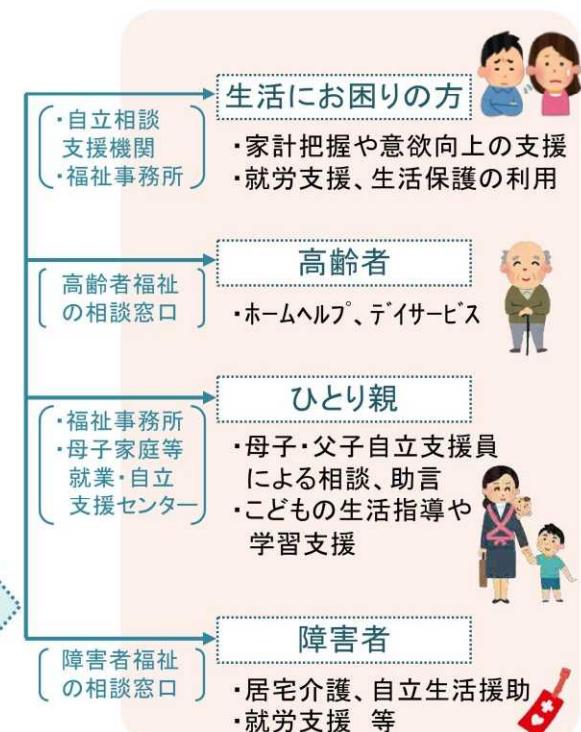
支援

- ・改修費、家賃低廉化等の補助

居住サポート住宅



つなぐ福祉サービス(例)



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ
※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合
自立相談支援機関にて受け止め

居住サポート住宅の窓口と専用ホームページ(R7法改正)

自治体名	窓口
高知市	住宅政策課
室戸市	福祉事務所
安芸市	福祉事務所
南国市	住宅課
土佐市	福祉事務所
須崎市	住宅・建築課 福祉事務所
宿毛市	都市建設課
土佐清水市	福祉事務所
四万十市	まちづくり課 福祉事務所
香南市	住宅政策課 福祉事務所
香美市	福祉事務所
上記以外の町村	高知県土木部住宅課

居住サポート住宅 情報提供システムについて



- 居住サポート住宅をWeb上で検索・閲覧できるとともに、事業者による認定申請・定期報告や地方公共団体における認定事務等を支援するための「居住サポート住宅 情報提供システム」を広く提供。
- 居住サポート住宅は、認定事業者において、計画の内容の一部や入居に関する問合せ先の公示が必要。その他の項目については、公開・非公開を任意選択可能とする。
※認定された計画の情報を提供するものであり、入居状況等の詳細は掲載しない



居住サポート住宅
ロゴマーク

(情報提供webサイトの画面)

The screenshot shows the homepage and a detailed view of the system. The homepage has search filters for location, household size, and other criteria. The detailed view shows a specific listing with fields for address, household size, rent, and other details.

所在地や家賃等の
条件を設定して
居住サポート住宅の
検索が可能

詳細ページにおい
て、計画の内容や
入居に関する問合
せ先を公示

居住サポート住宅 情報提供システム
<https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

(公示内容)

必須項目

- 認定事業者名
- 居住サポート住宅の位置 ※市町村名まで
- 居住サポート住宅の戸数、専用住宅の戸数
- 家賃その他賃貸の条件
- 居住サポートの内容、提供の対価
- その他提供の条件
- 入居に関する問合せ先



任意項目

- 居住サポート住宅の詳細位置
※市町村名以下
- 居住サポート住宅の規模・構造・設備
- 入居を受け入れることとする要配慮者の範囲
- その他(外観写真、間取り図等)

23

＼居住サポート住宅情報提供システム／



認定家賃債務保証業者制度(R7法改正)

家賃の滞納に困らない仕組み～登録・認定家賃債務保証業者制度～

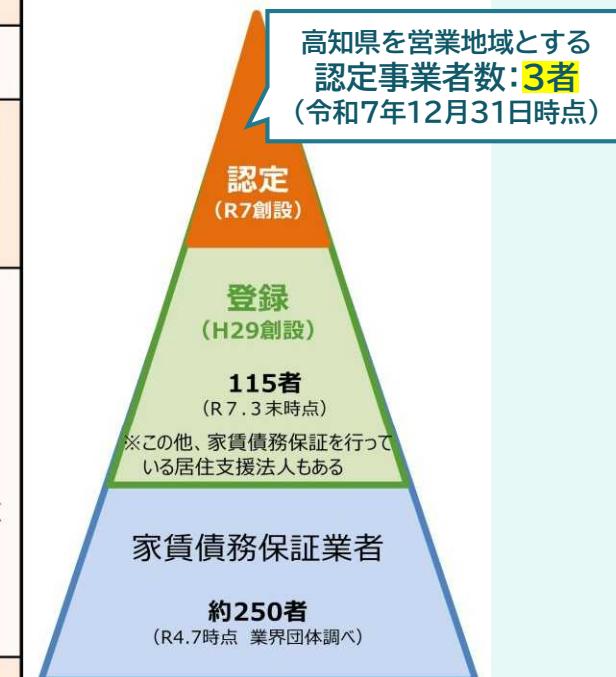
改正のポイント

【住宅セーフティネット法、住宅金融支援機構法】

- 要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を国土交通大臣が認定する制度を創設（認定家賃債務保証業者制度）
- (独)住宅金融支援機構（JHF）の家賃債務保証保険により、認定家賃債務保証業者の要配慮者への保証リスクを低減

登録家賃債務保証業者制度		認定家賃債務保証業者制度
大臣告示 (H29創設)	根拠	住宅セーフティネット法 (R7創設)
適正な家賃債務保証の確保	目的	要配慮者が利用しやすい家賃債務保証の提供
適正に家賃債務保証の業務を行うことができる家賃債務保証業者として一定の基準を満たす者を国土交通大臣が登録 (5年ごとに更新)	概要	登録家賃債務保証業者等の申請について、要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として一定の基準を満たす者を国土交通大臣が認定 ※認定の申請ができる者は登録業者と居住支援法人
<ul style="list-style-type: none">○ 暴力団員の関与なし○ 適切な求償権の行使に関する内部規則が定められている (不当な方法で取立をしない)○ 法令遵守に関する研修等の措置が講じられている○ 相談・苦情対応体制を整備済み	主な基準	<ul style="list-style-type: none">○ 居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を正当な理由なく断らない○ すべての要配慮者との家賃債務保証契約について ・緊急連絡先を親族などの個人に限定しない (法人でも可とする)こと ・保証人の設定を条件としないこと○ すべての要配慮者との契約に係わる保証料が不当に高いものでない○ 要配慮者との契約実績、標準的な契約内容・条件を公表する
<ul style="list-style-type: none">○ セーフティネット住宅に入居する要配慮者の保証に限り、JHFによる保険が利用可能○ 保険割合：最大7割	JHFによる保険	<ul style="list-style-type: none">○ 要配慮者の保証に対して、JHFによる保険が利用可能○ 保険割合：最大9割

家賃債務保証業者の全体イメージ



認定家賃債務保証業者制度(R7法改正)

高知県が営業地域に含まれている認定事業者数は3者（令和7年12月31日時点）

部分

認定家賃債務保証業者一覧

認定事業者数：6者（令和7年12月31日時点）

事業者名	本社所在地	認定番号	詳細情報
一般財団法人高齢者住宅財団	東京都千代田区神田錦町1-21-1 ヒューリック神田橋ビル4階	国土交通大臣（認定）第1号	QR
エルズサポート株式会社	東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階	国土交通大臣（認定）第2号	QR
レントエール株式会社	大阪府堺市中区深井沢町3125 アートビル301	国土交通大臣（認定）第3号	QR
一般財団法人東京公社住宅サービス	東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B1階	国土交通大臣（認定）第4号	QR
ジェイリース株式会社	大分県大分市都町1-3-19 大分中央ビル7階	国土交通大臣（認定）第5号	QR
株式会社USEN TRUST	東京都品川区上大崎3-1-1	国土交通大臣（認定）第6号	更新予定

各保証業者の情報詳細はホームページに掲載されています→



居住支援法人の行う業務への残置物処理等業務の追加(R7法改正)

円滑な残置物処理の推進～モデル契約条項を活用した残置物処理～

改正のポイント

- 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人**の業務に**入居者からの委託に基づく残置物処理を追加**
(令和3年に国土交通省・法務省で策定した**残置物の処理等に関するモデル契約条項**を活用して実施)

【住宅セーフティネット法】

改正内容 居住支援法人の行う業務(赤字は新たに追加された業務)

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
② 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
③ 見守りなど要配慮者への生活支援
④ 賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
⑤ 残置物処理等（モデル契約条項を活用して実施）
⑥ ①～⑤に附帯する業務

国土交通省令に則した業務規程を定め、都道府県知事の認可を受ける必要

残置物の処理等に関するモデル契約条項

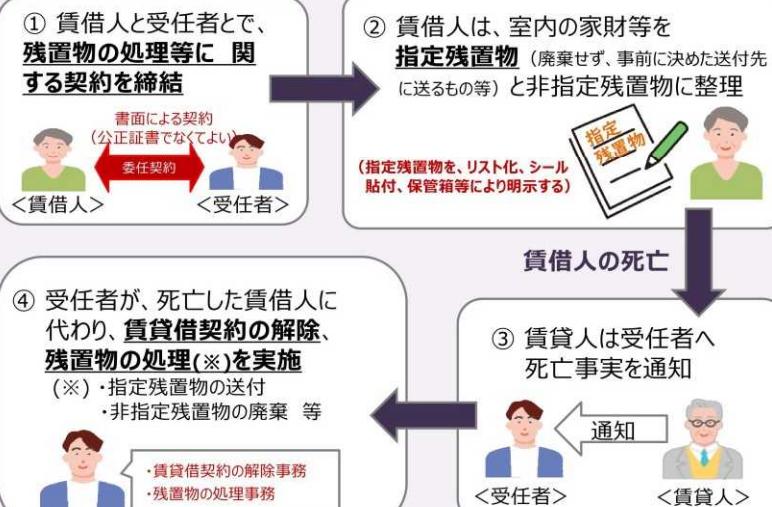
(令和3年 国土交通省・法務省 策定)

賃借人の死亡時に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、生前に賃借人と受任者との間で締結する**賃貸借契約の解除及び残置物の処理に関する事務の委任**に関する**モデル契約条項**

- ・賃貸借契約の解除事務の委任
→賃借人の死亡時に賃貸借契約の解除事務を行う代理権を受任者に授与
- ・残置物の処理事務の委任
→賃借人の死亡時に残置物の廃棄や指定先への送付等の事務を受任者に委託



生前に交わす委任契約による円滑な残置物処理の流れ



<想定される受任者>

以下のいずれか

- ・賃借人の推定相続人
- ・居住支援法人、管理業者等の第三者 (推定相続人を受任者とすることが困難な場合)
※賃貸人は、賃借人と利益相反の関係にあるため、受任者となることは避けるべき

<想定される利用場面>

単身高齢者（60歳以上）が賃借人である場合

※残置物の処理等に関する賃貸人の不安感が生じにくい場面で利用すると、民法や消費者契約法に違反して無効となる場合がある



モデル契約条項に関する詳しい情報・使いやすい契約書式

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house.tk3_000101.html

市町村居住支援協議会設置の努力義務化(R7法改正)

住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

国土交通省と厚生労働省の共管
【住宅セーフティネット法】

国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

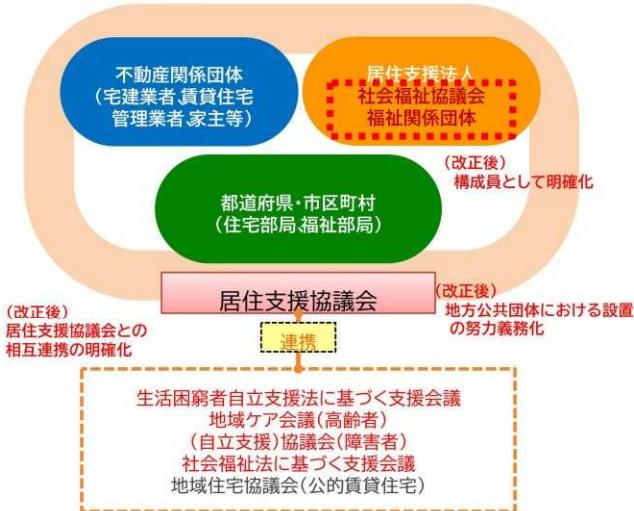
市区町村による居住支援協議会設置の促進（国土交通省・厚生労働省が共同して推進）

市区町村による居住支援協議会※設置を促進（努力義務化）し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進。

努力義務化(法第81条第1項)

- ※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
- ※ 令和7年3月に協議会設立の手引きを改定
- ※ 準備段階から地域の関係者で話し合い一つ段階的に進めることが重要

【現在(R7.3末)の居住支援協議会設置状況】
155協議会(全都道府県、117市区町村)



具体的には？

地域の居住支援体制



居住支援協議会は、地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

・「地域の居住支援体制」とは、「居住支援」に関する課題について、必要などきに関係機関・団体等と連絡・相談し、互いの得意分野・専門分野を活用することで、適切な支援と課題の解決を円滑に進めることができる仕組みである。

・このため「居住支援協議会」は、関係機関・団体等が継続的に連携・協働しながら地域の資源をつなぎ、総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」と言える。

地域の居住支援体制の整備を進める「つながりの場」

出典：令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会R7.6（国土交通省）

02

高知県の居住支援

- ◆ 高知県内の居住支援の状況
- ◆ 住宅確保要配慮者居住支援法人
- ◆ 市町村の福祉の相談窓口一覧
- ◆ ココフォーレ(高知県外国人生活相談センター)
- ◆ 高知県協力事業者登録制度

高知県内の居住支援の状況

◎高知県の状況

- 居住支援法人 指定法人数: 8法人
- セーフティネット住宅 登録住戸数: 4,148戸
- その他の住宅 サービス付き高齢者向け住宅: 1,187 戸
- 外国人の生活相談窓口 ココフォーレ(高知県外国人生活相談センター)
- 福祉の相談窓口掲載 民間賃貸住宅の入居から退去までの福祉に関する困
りごとが起こった時に相談できる福祉の窓口を、市
町村に調査しとりまとめたものを住宅課のホーム
ページに掲載(毎年更新)
https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/hukushi_soudanmadogut/

2026年1月14日時点		
市町村	棟 数	戸 数
高知市	301	1,811
安芸市	35	220
南国市	38	270
土佐市	81	552
須崎市	10	54
宿毛市	19	99
四万十市	56	359
香南市	87	559
香美市	22	140
吾川郡いの町	9	62
高岡郡佐川町	3	18
高岡郡日高村	1	4
合 計	662	4,148

◎高知県居住支援協議会

【事務局】高知県宅地建物取引業協会

- 平成24年度設立(H25.2)
- 県、34市町村、福祉団体、不動産・建築関係団体などで構成
- 年1回程度のセミナーなど開催
- 高知県居住支援協力事業者登録制度の運用
- <https://kyojuusien-kochi.net/>

居住支援に協力いただける不動産事業者の登録制度

【要支援者に…】

- ・希望条件の聞き取り
- ・物件の紹介や入居に関するアドバイス

【大家さんに…】

- ・セーフティネット住宅に関する理解の促進
- ・入居希望者条件等の相談

29事業者
2026.1.13時点

住宅確保要配慮者居住支援法人

＼居住支援法人のページ／

- ◆住宅セーフティネット法に基づいて適正に居住支援活動を行う法人として都道府県が認めて指定した法人です。
- ◆高知県では、現在8法人が指定を受けて活動しています。



2026年1月13日時点

	特定非営利活動法人 あまやどり高知	特定非営利活動法人 はすのは	株式会社 あんしんサポート	特定非営利活動法人 GIFT
業務内容	・家賃債務保証 ・残置物処理等業務 ・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務
区域	高知県内	高知県内	高知県内	高知県内
対象者	住宅確保要配慮者	住宅確保要配慮者	高齢者	子どもを養育している者、低額所得者

	特定非営利活動法人 カイロスジャパン 株式会社	特定非営利活動法人 ひまわりのお宿	株式会社 福の種	一般社団法人 あんしん生活協議会
業務内容	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務	・情報提供、相談その他援助 ・その他附帯業務
区域	高知市	高知県内	高知市・南国市・香南市	高知市、南国市、吾川郡いの町
対象者	高齢者・子育て世帯・低額所得者・被災者	住宅確保要配慮者	低額所得者、高齢者、障害者、外国人、DV被害者、更生保護対象者、児童養護施設等退去者、UIJターンによる転入者	低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、生活困窮者、新婚世帯、LGBTをはじめとする性的マイノリティ

市町村の福祉の相談窓口一覧

※年度当初に市町村に調査・更新しています。

賃貸住宅入居に関する困りごとが起こった時に相談できる市町村の窓口を調査し、住宅課のホームページに掲載しています。

また、不動産事業者のみなさまにも情報提供し、入居相談等の際に活用いただけるように周知を図っています。

※相談窓口ですので困りごとの解決をお約束するものではありません。

※相談内容によっては、直接対応ができないものがあります。その場合は、関係機関へのつなぎや各種制度の紹介・情報提供のみの対応となる場合があります。



<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/hukushisoudanmadogut/>

《ホームページ掲載例》 高知市

福祉の相談窓口

※相談窓口ですので、困りごとの解決をお約束するものではありません。
相談内容によっては、直接対応ができないものがあります。その場合は、関係機関へのつなぎや各種制度の紹介・情報提供のみの対応となる場合があります。

高知市		福祉の相談窓口			
	【問合せ・相談内容】	生活困窮者自立支援制度対象者	介護保険サービス受給者	障害者	その他の高齢者
部屋探し契約	1 支援者等の同行はできないか。(健康状態や支援体制状況などの説明含む)	高知市生活支援相談センター	高知市地域包括支援センター	高知市地域包括支援センター	高知市生活支援相談センター
	2 連帯保証人・緊急連絡先(身元引受け人)がない。	高知市成年後見サポートセンター	高知市成年後見サポートセンター	①高知市地域包括支援センター ②高知市成年後見サポートセンター	①高知市地域包括支援センター ②高知市成年後見サポートセンター
	3 費用(敷金・礼金・引越など)がない。	高知市生活支援相談センター	高知市地域包括支援センター	①障害者相談センター ②高知市障がい福祉課	高知市地域包括支援センター
	4 孤独死などに備え、原状回復費用や遺品処理費用などの担保をしておきたい。	高知市成年後見サポートセンター	高知市成年後見サポートセンター	①高知市地域包括支援センター ②高知市成年後見サポートセンター	①高知市地域包括支援センター ②高知市成年後見サポートセンター
	5 見守りサービスの利用をさせたい。	"	"	①障害者相談センター ②高知市障がい福祉課	①高知市成年後見サポートセンター ②高知市成年後見サポートセンター
入居・退去	6 家賃が支払われない。	高知市生活支援相談センター	高知市地域包括支援センター	①障害者相談センター ②高知市障がい福祉課	高知市地域包括支援センター
	7 部屋がごみ屋敷になっている。	"	"	"	"
	8 病院へ通院することになったが一人で通院できなく、付き添い人が必要となった。	"	"	"	"
	9 介護が必要になったようだ。	"	①高知市地域包括支援センター ②高知市介護保険課 認定係	"	①高知市地域包括支援センター ②高知市介護保険課 認定係
	10 寝たきりなど、自立した生活が難しくなった。	"	"	"	"
	11 認知症かもしれない。	高知市地域包括支援センター	"	高知市地域包括支援センター	"
	12 精神的に不安定で言動がおかしいように思う。	"	"	"	"
	13 何らかの依存症かもしれない。 (薬物・アルコール依存症など)	"	"	"	"
	14 近所トラブル。(騒音、深夜徘徊など)	"	"	"	"
	15 行方不明・安否の確認ができない。	"	"	"	"
	16 入居者が亡くなっ(住戸内)を免出した。 (親族がいいい、連絡先がわからん。)	"	"	"	"
	17 入居者が亡くなつたが、賞賛契約の解約ができない。 (相続人がわからん。)	"	"	"	"
	18 入居者が亡くなつたが家財が残つて処分できない。	"	"	"	"
	19 長期間行方不明の状態となつてるので、賞賛契約を解したい。家財の処分ができない。	"	"	"	"

地域包括支援センター			
担当地域	センター名称	所在地	電話番号
高知市全域	基幹型地域包括支援センター	高知市塙田町18-10 高知市保健福祉センター1階	088-823-9121
土佐山	とさやま(出張所)	高知市土佐山桑尾1842-2	088-850-6900
南街・北街・江ノ口	南街・北街・江ノ口 地域包括支援センター	高知市塙田町18-10 高知市保健福祉センター1階	088-821-7551
上街・高知街・小坂	上街・高知街・小坂 地域包括支援センター	高知市大膳町1-25	088-871-5963
下知・五台山・高須	下知・五台山・高須 地域包括支援センター	高知市葛島1丁目10-75 フジミリーブラ3号	088-882-0015
三里	三里地域包括支援センター	高知市仁井田1618-18	088-847-7200
布師田・一宮	布師田・一宮 地域包括支援センター	高知市一宮西町1丁目7-16 山本ハイツ101号室	088-845-6382
秦	秦地域包括支援センター	高知市安宕114-2	088-824-5770
大津・介良	大津・介良 地域包括支援センター	高知市大津E869-6	088-802-5110
朝倉	朝倉地域包括支援センター	高知市若草南町22-25	088-844-1003
旭街	旭街地域包括支援センター	高知市塙ノ原37-19	088-843-5171
初月・鏡	初月・鏡地域包括支援センター	(初月地区)高知市円行寺52-10 (鏡地区)高知市鏡今井126	(初月地区)088-823-3158 (鏡地区)088-896-2580
鴨田	鴨田地域包括支援センター	高知市鴨部2丁目20-5	088-802-8668
潮江	潮江地域包括支援センター	高知市竹島町13-1 ういおえすディアルビル・イーア3階	088-802-8482
長浜・御置瀬・浦戸	長浜・御置瀬・浦戸 地域包括支援センター	高知市長浜8598-4 (サテライト)高知市潮戸東町2丁目9	088-841-5755 (サテライト)088-855-6388
春野	春野地域包括支援センター	高知市春野町西分2027-3	088-894-3322
障害者相談センター			
担当地域	センター名称	所在地	電話番号
東部	布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街・北街・下知・東部	高島4丁目3-3 東部健康福祉センター1階	088-882-9391
西部	朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡 障害者相談センター	旭町2丁目21-6 障害者相談センター2階	088-802-8166
南部	潮江・長浜・御置瀬・浦戸・春野 障害者相談センター	高石町3丁目1-10 南部健康福祉センター1階	088-856-9255
北部	一宮・秦・江ノ口・小坂・土佐山 障害者相談センター	丸ノ内1丁目1-45 結合あんしんセンター3階	088-820-5211

※地域包括支援センターではすべての属性の方から相談対応可能

ココフォーレ（高知県外国人生活相談センター）

ココフォーレは

高知に住む外国のみなさんが安心して生活できるよう、外国人や外国人と関わりのある日本人(事業者を含む)からの生活相談を無料で受けています。

住まい、在留資格、労働、教育、医療、子育て、福祉など

2019年(令和元年)5月設立

高知県から委託を受け、公益財団法人高知県国際交流協会が運営しています。



＼ ココフォーレHP ／



<https://kccfr.jp/>

■ 所在地

高知県高知市本町4-1-37
丸の内ビル1階

■ TEL

088-821-6440

■ FAX

088-821-6441

■ H P

<https://kccfr.jp>

■ E-mail

consultation@kccfr.jp

■ 開所時間

月曜日～土曜日 9:00～17:00
(日曜日・祝日・年末年始は休み)

ココフォーレより

少子高齢化による人材不足から、積極的に外国人材の雇用を検討する企業も増えており、日本で働く外国人は増加傾向にあります。

そういう方が住宅を探しに相談に行くことも今後増えるかもしれません。

通訳などサポートも可能なのでご相談ください。VoiceTra(ボイストラ)などの無料の翻訳アプリも便利です。



高知県協力事業者登録制度

- ◆ 高知県協力事業者登録制度は、高知県居住支援協議会が実施する、住宅確保に支援が必要な方への居住支援に協力いただける不動産事業者の登録制度です。
- ◆ 大家さんと要支援者さんの橋渡し役として、協力をしていただいている。

＼居住支援協力事業者一覧／



03

支援制度

- ◆ 居住支援法人や居住支援協議会の支援制度
- ◆ セーフティネット住宅・居住サポート住宅の支援制度
- ◆ みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

◆ R7年度事業については募集終了
◆ R8年度当初予算案は決定前なので、金額や内容が変更となる可能性あり

居住支援協議会等活動支援事業

令和8年度当初予算案：10.81億円
令和7年度補正予算：2.20億円

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して支援を行う。

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会(都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会)、居住支援法人 等
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 居住支援協議会設立に向けた準備に係る取組 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) 地方公共団体等との連携(セミナー等における情報提供等) 等
補助率	定額(国10/10)
補助限度額	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 居住支援協議会設立準備会 ……上限3,500千円 (複数自治体による共同設立の場合は上限4,000千円) 居住支援法人 ……上限7,000千円 (スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円)

居住支援法人



居住支援協議会



居住支援協議会

- 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- 設立状況: 166 協議会(全都道府県・128市区町村)が設立(R7.9.30時点)
- 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- 指定数: 1,099 法人(47都道府県)が指定(R7.9.30時点)

居住支援法人

- 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- 設立状況: 166 協議会(全都道府県・128市区町村)が設立(R7.9.30時点)
- 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- 指定数: 1,099 法人(47都道府県)が指定(R7.9.30時点)

住宅セーフティネット機能の強化

令和8年度当初予算：
公的賃貸住宅家賃対策補助(120.29億円)の内数、
スマートウェルネス住宅等推進事業(160.87億円)の内数、
社会資本整備総合交付金等の内数

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、セーフティネット住宅・居住サポート住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を行うなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る。

改修費に係る補助		家賃低廉化に係る補助		家賃債務保証料等の低廉化に係る補助		住替えに係る補助	
事業主体	大家等、地方公共団体	事業主体	大家等、地方公共団体	事業主体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体	事業主体	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
補助対象工事	① バリアフリー改修工事 ② 耐震改修工事 ③ シェアハウス化工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て世帯対応改修工事(子育て支援施設の併設に係る工事を含む。) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースの設置改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事 ⑨ 安否確認の設備の設置改修工事 ⑩ 防音・遮音工事 等 ※ 改修工事の検討や実施期間中に必要な住宅の借上げ費用の限度額を一定の条件で引上げ ※ 登録済みの専用住宅を居住サポート住宅にするための改修も補助対象とする	補助対象世帯	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円(収入分位40%)以下 多子世帯：月収25.9万円(収入分位50%)以下 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等：月収21.4万円(収入分位40%)以下	原則月収15.8万円以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下 多子世帯：月収25.9万円以下	原則月収15.8万円以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下 多子世帯：月収25.9万円以下	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット住宅への住替え(原則家賃が下がる場合に限る)	
補助率・国費限度額	国1／3(地方公共団体を通じた補助:国1／3+地方1／3) 62万円／戸 等 (⑤で子育て支援施設を併設する場合、1,250万円／施設)	低廉化の対象	家賃	家賃債務保証料 孤独死・残置物に係る保険料 死後事務委任契約に係る費用 緊急連絡先引受けに係る費用	家賃債務保証料 孤独死・残置物に係る保険料 死後事務委任契約に係る費用 緊急連絡先引受けに係る費用	住替え費用	
対象住宅	セーフティネット専用住宅 居住サポート住宅	対象住宅	セーフティネット専用住宅 居住サポート住宅	セーフティネット住宅 居住サポート住宅	セーフティネット住宅 居住サポート住宅		
管理要件	管理期間が10年以上であること セーフティネット住宅については、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和(間接補助)	支援期間	管理開始から原則10年以内 次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間に延長可能 ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能	-	-	-	-

補助金交付事務局



みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

<参考>令和7年度の募集期間

サブリース形:7月4日~25日

他主体連携形:9月19~10月10日

みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業

令和8年度当初予算案:

スマートウェルネス住宅等推進事業(160.87億円)の内数

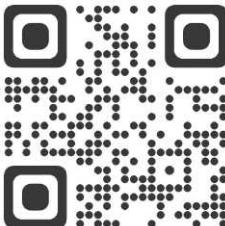
誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、居住サポート住宅等を供給する賃貸人等の不安感の軽減を図るため、居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等が連携して実施する先導的な取組に対する支援を行う。

事業主体	<p>【多主体連携型】 居住支援法人、家賃債務保証業者、保険業者、賃貸人等 【サブリース型】 居住支援法人等</p>
補助対象	事業を実施するための検討、試行、普及・広報に要する費用
補助率	定額
補助限度額	1事業あたり300万円／年
補助要件	<p>【共通】 ・学識経験者等の意見を踏まえた上で、先導的な事業として選定した事業であること ・補助事業の成果に関する情報公開を行うものであり、国への情報提供に協力すること ・居住支援協議会への参加等地方公共団体との一定の連携が図られていること 【多主体連携型】 ・複数の事業者・団体が連携して事業を実施すること 【サブリース型】 ・サブリース又は買取りによりセーフティネット専用住宅又は見守りなどを行う住宅(居住サポート住宅など)等を提供する居住支援法人等が事業を実施すること</p>
支援期間	最大3年間

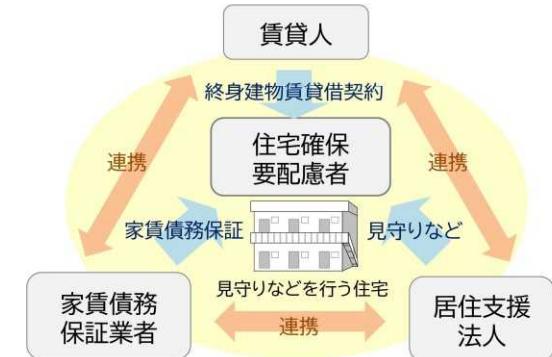
多主体連携型



サブリース型



【多主体連携型】のイメージ



3者が連携することにより互いの不安感を軽減し、
安心してサービス等を提供することが可能

【サブリース型】のイメージ



法人が管理業務に加えて見守り等を行うことにより
賃貸人は安心して住宅を貸すことが可能